● 宅地建物取引業免許（更新）申請から免許証交付までの概要と流れ（愛知県知事免許の場合）

● 免許申請書の様式の入手

免許申請書の様式は、以下の方法で入手することができます。

① 都市総務課建設業・不動産業室の Web ページ（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/menkyo-dl.html）からダウンロード。

② 宅地建物取引業協会（宅建協会、全日）の窓口で購入。

［免許申請書の様式入手に関する問い合わせ先］

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 **建設業・不動産業室 不動産業グループ（免許担当）** **052－954－6582（ダイヤルイン）**
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（宅建協会） 052－522－2575（代表）
公益社団法人全日本不動産協会（全日）愛知県本部 052－241－0468（代表）
愛知県自治センター2階売店 052－954－6865（ダイヤルイン）

● 免許申請書の作成・添付書類の収集

入手した免許申請書に必要事項を記入し、添付書類を取りそろえてください。

※前回の免許申請書（副本）や記入例を参考に作成してください。

● 免許申請書及び添付書類の提出

建設業・不動産業室窓口に提出してください。（郵送不可）

その際、以下の点に留意してください。

① 受付期間：現在の免許の有効期間の 90 日前から 30 日前まで

② 免許申請書及び添付書類について、あらかじめ、一式副本（コピー可）を作成し、正副２部お持ちください。

③ 申請には手数料（愛知県収入証紙３３，０００円）が必要です。

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室不動産業グループにおける申請等の窓口

○ 申請窓口 愛知県自治センター3階 北奥

○ 受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30 （平日のみ）

※詳細は当課のWebページをご覧ください。

（https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/）

● 補正及び再提出

提出書類に不備・不足がある場合、補正のうえ再提出してください。

● 受理

提出書類に不備・不足が無ければ、窓口で正本を受理し、副本に受領印を押して返却します。

副本は、申請者において、申請をしたことの証明及び次回の更新申請等の参考として保管してください。

● 審査

提出書類をもとに、更新の審査を行います。

＜主な審査事項＞

① 宅建業法第５条に定める欠格事由の有無（宅建業法違反歴、犯罪歴、破産、制限能力、暴力団員該当等）

② 常勤義務を課された者の常勤性確保の有無（代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士）

③ 事務所の状況 ・・・など

● 宅地建物取引業免許証（更新）の交付

- 審査を通過した申請者に対し、免許の交付を郵便（簡易書留）で行います。
- 免許証の発送は、申請を受理してから 30 日～40 日程度です。
  免許の更新申請をして受付された場合で、有効期間満了の日までに更新が完了しないときは、新しい免許証が届くまで従前の免許は有効ですので、従前の免許で営業を継続することができます。
- 免許が届きましたら誤字脱字等がないか確認してください。誤字脱字等がありましたらお手数ですがお問い合わせください。
- 旧免許証は免許日まで有効ですので、免許日が過ぎましたら破棄してください。
- 免許証は郵送しますが転送は不可ですので転送手続きが郵便局に届け出ている業者は解除してください。

＜注意＞

提出書類に不備不足がある場合には、免許証は交付されません。

ここに記載されているもののほか、免許証交付の郵送物の中に個別の指示等と記載する場合があります。この場合は、その指示等に従ってください。